

放送番組の編集の基準

平成 18 年 12 月 1 日制定
知多メディアネットワーク株式会社

「メディアスFM」の放送番組は、愛知県東海市、知多市のコミュニティFM放送局として、社会的、文化的使命を果たします。
当社は、聴取者と番組提供者の理解と協力のもとに、関係法令を遵守するのは勿論のこと、次に掲げる基準を定め、すべての放送番組及び広告の企画、制作、編成にあたっての基本方針とし、これに従うものとします。

1. 一般方針

- ① 人権、民俗、国民、国家、国情などに関する資料・内容は、特に客観的で権威あるものとして配慮する。
- ② 個人、団体、職業、産業などに関する中傷的言辞、名誉を傷つけるような内容または表現を避ける。
- ③ 市民生活に重要な影響を及ぼす社会公共の問題については慎重を期し、意見が対立している場合には公平に取り扱い、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする。
- ④ 人心に不当な動揺や不安を与えるような内容または表現を避ける。
- ⑤ 法律や社会正義に背く行為に共感を起こさせたり、或いは他人に模倣の意欲を起こさせたりするような取り扱いを避ける。
- ⑥ 政治に関する内容は、一党一派に偏らず公平に取り扱う。
- ⑦ 宗教を取り扱う時は、信教の自由を尊重し、各宗派の立場を尊重し公平を期する。
- ⑧ 学術・研究などの専門的事項に関しては、本基準の諸規定に関わらず、良識に基づく取り扱いをする。

2. 報道番組

報道番組とは、地域住民にとって重要若しくは興味と関心のある出来事や動きを速報し、または解説する番組を言う。

- ① 地域のニュースは、事実を客観的且つ正確、公平に取り扱う。
- ② 地震など、天災による激甚災害に関する情報は、正確且つ速やかに報道する。
- ③ ニュースの表現は、残虐、悲惨などの感情を極端に刺激しないように注意する。
- ④ ニュースは、不当に宣伝に利用されないように注意を払う。
- ⑤ ニュースの誤報は速やかに取り消し、または訂正する。

3. 生活情報番組

生活情報番組とは、地域住民の生活の利便を図る目的をもって、地域の各種商業情報、地域の医療情報、或いは道路交通や天気予報などの生活に関する各種の情報を取り扱い、円満健全な市民生活に寄与する番組を言う。

- ① 番組で取り扱う情報は、事前確認を施し正確を期する。
- ② 社会に悪影響を及ぼす恐れのある情報は、安易に報道しないように注意する。

- ③ ラジオ放送の特性を生かし、情報提供の効果の発揮に努める。
- ④ 各々の聴取対象に合った情報の提供に留意する。

4. 行政情報番組

行政情報番組とは、市議会に関する情報、市役所から地域住民、或いは地域産業への告知、その他行政関係機関からの告知広報に関する情報などを取り扱う番組を言う。

- ① 議会に関する情報や行政告知に関する情報は、市民生活に対する影響を考慮して、正確な報道を行う。
- ② 情報の周知を高めるため、繰り返し報道するよう留意する。

5. 娯楽番組

娯楽番組とは、健全な慰安を提供して、地域住民の生活内容を豊かにする番組を言う。

- ① 不快感を抱かせるような下品、卑猥な表現や言葉は使わない。
- ② 肉体的、精神的な欠陥に触れなければならないときには、同じ欠陥に悩む人々の感情を刺激しないように注意する。
- ③ 殺人、拷問、暴力などの残虐行為、その他肉体的、精神的苦痛を誇大に刺激的に表現しない。
- ④ 女性及び児童の虐待または人身売買を是認するような表現またはその詳細な描写は避ける。
- ⑤ 自殺、心中その他人命を軽視するような表現または取り扱いをしない。
- ⑥ 性心理に関する描写または表現は、性に未熟な聴取者に考慮して原則的には取り扱わない。やむを得ず取り扱う場合には、表現を慎重にする。
- ⑦ 地域住民の参加番組については、参加の機会を平等にし、広く聴取者一般に及ぶように努める。

6. 広告放送

広告放送とは、商業文の放送、或いはスポットアナウンスによる商業告知を言う。

- ① 広告放送は、広告放送であることを明らかにすること。
- ② 広告放送は、広告主の名称、商品、商標などを明らかにすること。
- ③ 広告放送は、すべて真実を伝え、誠実を守るとともに関係法令に従い責任を負い得るものとする。

以上

平成 28 年 1 月 29 日改正

※番組審議機関諮問年月日

平成 28 年 3 月 23 日

※公表の期日

平成 28 年 3 月 24 日